

「戦略産業クラスター計画」及び「地域産業成長プラン」の基本的な考え方(案)

令和8年3月

1. 戦略産業クラスター

熊本のTSMCや北海道のラピダスを支えるクラスターのように、17の戦略分野に関する検討が主導する形で企業の大規模投資を中心に形成されるもの。道路、工業用水、鉄道など必要なインフラ整備や分野特有の拠点整備、人材育成等を一体的に実施。

(1)「戦略産業クラスター計画」の策定プロセス

(枠組み)

- ・ 各地方経済産業局が中心となり、関係府省の地方支分部局の協力の下、産業界、自治体、教育界等からなる「戦略産業クラスター有識者検討会」【参考資料1参照】において、ブロックごとに「戦略産業クラスター計画の素案」を策定する。
- ・ 国(地域未来戦略本部事務局・経済産業省)は、ブロックごとの「素案」を取りまとめ、副大臣会議にて報告する。
- ・ 国は、日本成長戦略本部で策定される分野別の「官民投資ロードマップ」と「計画の素案」の両方に整合するプロジェクト提案を都道府県から受け付け、「計画の素案」を基に「戦略産業クラスター計画」を策定する。

(スケジュール)

- ・ 第3回副大臣等会議を踏まえ、国は、地域未来戦略全体として目指すべき成果や、それに基づく個別のクラスター計画が目指すべき成果の明確化、計画に盛り込む具体的な指標等について提示する。
- ・ 春頃を目途に、「計画の素案」を策定する。
- ・ 第1弾の計画については、今夏の「地域未来戦略」の政策パッケージの取りまとめに向け、都道府県からの候補プロジェクト案件の提案受付を行い、策定する。
- ・ 以降、2030年頃まで、半期に1回程度の頻度で、各ブロックにおいて「素

案」の更新を行うとともに、予算等の調整状況等に応じて、「計画」本体を更新する。

(依頼事項)

【各府省庁向け】

- ・ 支援施策の深堀、新規施策の検討

【都道府県向け】

- ・ 分野別の「官民投資ロードマップ」、「戦略産業クラスター計画の素案」の公表後に、候補プロジェクト案件の検討・提案

(2)「戦略産業クラスター計画」の概要

(記載項目)

- ・ 地域・分野の設定
- ・ 核となる投資案件
- ・ クラスター形成に向けた政策的課題
- ・ 課題解決に向けた関係ステークホルダーの取組
- ・ 国として実施する政策的対応の方向性
- ・ 目標となる KPI の設定 等

(要件)

- ・ **【成長戦略本部での検討との整合性】**日本成長戦略本部における、17の戦略分野に関する検討と整合していること。
- ・ **【競争優位性】**世界をリードしていける、若しくは世界で戦える案件で構成されていること。
- ・ **【実現可能性】**実現に向けて必要な予算措置について、関係省庁との事前調整が開始されていること。
- ・ **【投資との整合性】**一定の大規模投資の見込みがあること。
- ・ **【インフラ整備との整合性】**既存の案件も含め、必要な分野において、インフラ整備や分野特有の拠点整備等と一体となった開発であること。
- ・ **【経済界等との連携】**地方経済界等との連携がなされている又は域外か

らの投資を呼び込むこと。

- ・【**地域における良質な雇用の創出・維持**】地域の経済発展のため、賃上げも含めた持続可能な地域の労働環境整備に貢献すること。 等

(支援メニュー例)

○インフラ支援等の検討

例)・地域産業構造転換インフラ整備推進交付金等による支援

- ・産業用地整備支援(産業用地整備に関する金融措置創設等)
- ・産業界の人材需要の明確化、これを踏まえた大学、高専等の産業人材育成等を推進

○関係省庁の支援施策での審査上の考慮

例)・大規模成長投資補助金

- ・各省の補助金等【施策を募集】

○17分野への戦略的な成長投資策の実行

○交付金支援・ソフト支援対象

例)・地域未来交付金での優先採択

- ・特区制度を活用した規制・制度改革
- ・関係省庁による支援策【参考資料2参照】

等

2. 地域産業クラスター

知事等主導で形成されるクラスターであって、力を入れる産業分野及び重点支援をすべきコネクタ一度・ハブ度[※]の高い企業を特定し、複数自治体の連携促進や中堅企業支援策の適用など、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すもの。

(※)コネクタ一度:企業の域外販売額/企業が所在する都道府県の域外販売額

ハブ度:企業の域内仕入額/企業が所在する都道府県の域内仕入額

(1)「地域産業クラスター計画」の策定プロセス

(枠組み)

- ・ 国は、計画の記載例【参考資料3参照】を示しつつ、計画を策定しようとする都道府県(市町村首長が策定することも可とする)に対し、地域産業クラスターを念頭に置いた重点支援企業の候補を早期に洗い出し、候補リストを提供する。
- ・ 都道府県等は、力を入れる産業領域を特定した「地域産業クラスター計画」を策定し、併せて審査上の考慮を行う地産外商度の高い重点支援企業等を特定し記載する。

(※) 策定にあたっては、

- ① 当該分野や地域産業の現状認識と目指す姿【目標】を整理し、
- ② クラスター形成で重点的に集積等を図る製品・技術(産業領域)の特定に加え、投資の具体像と定量的インパクトの見込み【道筋】を示した上で、
- ③ 実行に向けた課題を整理し、これを解決するために必要な政策パッケージ【政策手段】の記載を求める。

(※) 知事等のコミットメントを明確にすべく、都道府県等に対しては、力を入れる産業領域を特定した上で、地域経済への波及効果等に加え、選定した重点支援企業等に対する計画期間中の継続的な伴走支援体制を求める。

(※) 重点支援企業等は立地する地域への裨益の観点から、一定規模以上でありコネクタ一度・ハブ度が高い等を満たす国が提供する候補リストの中から重点支援企業を特定し記載。候補リスト外の企業等を指定する場合には、証憑を提示の上実態として高いコネクタ一度・ハブ度が担保できる者を特定し記載。

- ・ 国は、要件を確認し、副大臣会議にて報告し、計画及び重点支援企業のリストを公開する。
- ・ 都道府県等は、当該計画の内容を地域未来法に基づく基本計画に反映する。

(スケジュール)

- ・ 第2回副大臣等会議を踏まえ、都道府県に対し事務連絡を発出する。
- ・ 第3回副大臣等会議を踏まえ、国は、地域未来戦略全体として目指すべき成果や、それに基づく個別のクラスター計画が目指すべき成果の明確化、計画に盛り込む具体的な指標等について、都道府県等に提示する。
- ・ 第1弾については、今夏の「地域未来戦略」の政策パッケージ取りまとめに向け、提出のあった計画を確認の上で副大臣等会議に報告する。
- ・ 国は、地域産業成長プランを強力に支援するため、関係府省が連携協力しながら、地方公共団体・重点支援企業・地場産業に対して行う審査上の考慮(加点措置や地産外商度を踏まえた審査等)や新規措置の内容を検討し、早期に提示する。また、それらを、今夏の「地域未来戦略」の政策パッケージとして取りまとめる。

(依頼事項)

【各府省庁向け】

- ・ 支援施策の深堀、新規施策の検討
- ・ 都道府県等の計画策定に関連した相談対応

【都道府県等向け】

- ・ 地域産業クラスター計画の検討・策定

(2)「地域産業クラスター計画」の概要

(記載項目) ※別途記載例で提示する

(要件)

- ・ **【有望度】**実現する製品・サービスが明確で、市場ニーズを特定しているものか。実現する製品・サービスが海外輸出で外貨を稼げる又は国

内で上位シェアを目指せるものか。

- ・ **【実現可能性】**地元・誘致を問わず、計画推進の核となる企業が存在しているか。国内で初めて実現する製品・サービスを対象とする場合には、有望な先進性の高い技術を実装するものか。
- ・ **【外部依存性】**実現する製品・サービスを構成するバリューチェーン上で、必須及び付加価値の高い部品・技術・工程を当該地域又は国内で調達・提供することを目指すか。
- ・ **【費用対効果】**計画の実現により、業種内比較及び当該地域比較において、高い付加価値創出を目指すものか。
- ・ **【現地化】**域外企業の誘致の際には、労働・技術の現地化のロードマップ及び収益の再投資方針を示し、立地する地域に裨益するものか。
- ・ **【域内への波及】**域内への波及効果として、域内取引額、売上額、持続可能な労働環境の整備(雇用の創出・賃上げ等)。
- ・ **【自治体のコミットメント】**伴走支援体制(知事等が主体となり、地域金融機関等を巻き込んだ重点支援企業等に対する、計画期間中の継続的な伴走支援を提供する仕組み)の確立。知事等としての発表。
- ・ **【EBPMメルクマール】**KPIの設定/ステージゲートの設定。 等

(支援メニュー例)

○関係省庁の支援施策での審査上の考慮(加^点措置やコネクタ一度・ハブを踏まえた審査等)

例)・大規模成長投資補助金

・各省の補助金等【施策を募集】

○新たな財政措置の検討

○交付金支援・ソフト支援対象

例)・地域未来交付金での優先採択

・特区制度を活用した規制・制度改革

・関係省庁による支援策【参考資料2参照】 等

(3) 計画策定後の支援メニューの活用プロセス

- 地域未来交付金(地域未来推進型)については、「地域産業クラスター計画」に位置付けられるなど、特に地域未来戦略に資する事業を優先採択する。優先採択適用のため、都道府県等は、地域未来交付金の申請に当たっては、どの計画に資するのか具体的に記載の上、申請する。
- 関係省庁の支援施策での審査上の考慮については、地方公共団体及び関係省庁の負担軽減も鑑み、関係省庁は、申請企業が、国が整備する「重点支援企業一覧」に掲載されているかを確認するなどし、審査上の考慮を行う。
- 地域未来法の基本計画に位置付けを行うことで、地域未来投資促進税制等の活用が可能となる。さらに、産業の成長性等一定の要件を満たす業種を3つに絞り込んで指定する場合には、更なる深掘り措置を受けることが可能となる。
- 特区制度を活用した規制・制度改革については、「戦略産業クラスター」や「地域産業クラスター」の形成や「地場産業支援」に資するもの等に関する「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案」の集中募集を実施し、地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案、また、大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に検討する。また、必要と認められる場合には、国の委託事業(地方創生特区推進事業)を活用し、提案の実現に必要な調査・実証(事例やデータの収集・分析等)を実施する。

(4) 計画策定に対する国の伴走支援体制【参考資料4参照】

「地域産業クラスター計画」の策定を支援するため、国において、地方公共団体及び地場企業等に対する、分かりやすくきめ細かな支援体制を構築する。

(地方公共団体向け支援)

- ・ 関係府省庁の地方支分部局等が連携した地方公共団体向けの体制を構築し、ワンストップの相談窓口(都道府県等が地域産業成長プランを策定する際、施策や優良事例の紹介等の支援を行う各府省庁の地方支分部局等の支援窓口)の仕組みを活用し、相談事項に応じて、各府省庁

の支援メニューを紹介する等、きめ細かな相談支援を行う。

- ・ また、地場産業の成長・発展に資する優良事例の紹介など、地域産業成長プランの磨き上げのため、積極的にサポートを行う。

(地場企業・事業主向け支援)

- ・ 企業・事業者を直接支援する可能性のある各府省庁及び各府庁所管の外部機構について、自治体が照会可能な連絡窓口の構築を行う。

<例>

- ① JETRO(日本貿易振興機構)による、企業の成長段階に応じた海外進出支援や EC サイトを通じた海外販路開拓支援、海外ビジネス人材支援などを行う。
- ② 中小企業基盤整備機構の「よろず支援拠点」を活用し、経営改革支援や経営改善支援を行うとともに、ワンストップ相談サービスやスタートアップの成長加速化支援を通して、地場企業等の経営課題に対し、効果的な支援を行う。

3. 地場産業支援

地方の伸び代である、可能性を秘めた魅力あふれる地域資源(農林水産・食品、観光、スポーツ、伝産品等)について、未だ活用されていない地域資源の発掘・新規活用や、既に活用されてきた地域資源の加工度を高める・地域外の新たな商流の開拓等さらなる深掘りを進めながら、付加価値の創出と地産外商の推進を図り、地域経済の一層の拡大を目指すもの。

(1) 策定プロセス

(枠組み)

- ・ 国は、計画の記載例【参考資料5参照】を提供する。
- ・ 都道府県又は市町村は、地域資源を最大限活用する地場企業等について、付加価値向上や販路拡大を目指す「地場産業成長プラン」を策定。
- ・ 国は、要件を確認し、副大臣会議にて報告し、計画を公開。

(スケジュール)

- ・ 第2回副大臣等会議を踏まえ、都道府県に対し事務連絡を発出する。
- ・ 第3回副大臣等会議を踏まえ、国は、地域未来戦略全体として目指すべき成果や、それに基づく個別のクラスター計画が目指すべき成果の明確化、計画に盛り込む具体的な指標等について、都道府県等に提示する。
- ・ 第1弾については、今夏の「地域未来戦略」の政策パッケージ取りまとめに向け、それまでに提出のあった計画を報告する。

(依頼事項)

【各府省庁向け】

- ・ 支援施策の深掘、新規施策の検討
- ・ 都道府県・市町村のプラン策定に関連した相談対応

【都道府県・市町村向け】

- ・ 地域産業成長プランの検討・策定

(2)地場産業成長プランの概要

(記載項目) ※別途記載例で提示する

(要件)

- ・【**有望度**】実現する製品・サービスが、明確で市場ニーズを特定しているものか。実現する製品・サービスが、既存製品・サービスと比較して付加価値を高める又は販路拡大が見込まれるものか。
- ・【**実現可能性**】地元・誘致を問わず、推進の核となる事業者が存在しているのか。
- ・【**外部依存性**】特定の者(大企業・フランチャイザー等)に過度に依存する計画となっていないか。
- ・【**域内への波及**】域内への波及効果として、域内取引額、売上額、持続可能な労働環境の整備(雇用の創出・賃上げ等)に関する目標値を設定できているか。
- ・【**自治体のコミットメント**】相談窓口の設置。知事等としての発表。
- ・【**EBPMメルクマール**】KPIの設定/ステージゲートの設定。 等

(支援メニュー)

- 新たな財政措置の検討
- 交付金支援・ソフト支援対象
- 例)・地域未来交付金での優先採択
 - ・特区制度を活用した規制・制度改革
 - ・関係省庁による支援策【参考資料2参照】
- 例)・高度な経営課題(M&A、海外販路開拓等)に対する専門家派遣支援
 - ・経営人材マッチングを行うレビキャリ事業
 - ・エッセンシャル・サービス(ES)供給の持続性確保に向けた取組への支援
 - ・産業競争力強化法改正による金融支援、商工団体、地域金融機

関等によるES供給事業者への支援

- ・小規模事業者支援法・経営発達支援計画に基づき、自治体及び商工会・商工会議所が行う小規模事業者への支援
- ・地方における高付加価値な観光地域づくり
- ・農林水産物・食品の輸出支援プラットフォームの構築 等

(3) 計画策定後の支援メニューの活用プロセス

- 地域未来交付金(地域未来推進型)においては、「地場産業成長プラン」に位置付けられるなど、特に地域未来戦略に資する事業のみを優先採択する。優先採択適用のためには、都道府県等は、地域未来交付金の申請に当たっては、どの計画に資するのか具体的に記載の上、申請する。
- 関係省庁の支援策の活用にあたっては、4. の支援体制を通じ、事業者や地方公共団体からの相談に対して、関係府省庁の地方支分部局や各府庁所管の外部機構によるきめ細やかな支援を実施。
- 特区制度を活用した規制・制度改革については、「戦略産業クラスター」や「地域産業クラスター」の形成や「地場産業支援」に資するもの等に関する「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案」の集中募集を実施し、地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案、また、大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に検討する。また、必要と認められる場合には、国の委託事業(地方創生特区推進事業)を活用し、提案の実現に必要な調査・実証(事例やデータの収集・分析等)を実施する。

(4) 計画策定に対する国の伴走支援体制【参考資料4参照】

「地場産業成長プラン」の策定については、2. (4)と同じ。